二　法第六十六条の二十八第一項第二号に掲げる事項について変更があった場合　次に掲げる書類
イ　業務に係る人的構成及び組織等の業務執行体制を記載した書面
ロ　当該変更に係る事項を記載した登記事項証明書又はこれに代わる書面
ハ　新たに役員となった者に係る次に掲げる書類
(1)　履歴書（役員が法人であるときは、当該役員の沿革を記載した書面）
(2)　住民票の抄本（役員が法人又は外国人である場合には、当該役員の登記事項証明書又は外国人登録原票の記載事項証明書）又はこれに代わる書面
(3)　法第二十九条の四第一項第二号イ及びロに該当しない旨の官公署の証明書又はこれに代わる書面
(4)　法第二十九条の四第一項第二号ハからトまでのいずれにも該当しない者であることを当該役員が誓約する書面
三　第二百九十八条第一号に掲げる事項について変更があった場合　新たに法第六十六条の二十八第一項に規定する国内における代表者又は第二百九十七条に規定する者となった者に係る次に掲げる書類
イ　履歴書
ロ　住民票の抄本（外国人である場合には、外国人登録原票の記載事項証明書）又はこれに代わる書面
四　第二百九十八条第二号に掲げる事項について変更があった場合　信用格付業者と新たに関係法人となったものとの間の資本関係、人的関係及び最近一年間の業務上の関係の概要を記載した書面
五　第二百九十八条第三号に掲げる事項について変更があった場合　次に掲げる事項を記載した書面
イ　信用格付業者と新たに関係法人となったものとの間の資本関係、人的関係及び最近一年間の業務上の関係の概要
ロ　新たに関係法人となったもの（外国法人に限る。）の本店又は主たる営業所若しくは事務所が所在する国の国名及び当該国において外国行政機関等の監督を受けている場合には、その旨並びに当該外国行政機関等の名称及び所在地
六　第二百九十八条第五号に掲げる事項について変更があった場合　新たに法令等遵守責任者、信用格付の付与に係る過程において格付アナリストを監督する責任を有する者又は監督委員会の委員となった者に関する次に掲げる書面
イ　履歴書
ロ　住民票の抄本（外国人である場合には、外国人登録原票の記載事項証明書）又はこれに代わる書面

（業務の内容又は方法の変更の届出）

第三百五条　法第六十六条の三十一第三項の規定により届出を行う信用格付業者は、変更の内容、変更年月日及び変更の理由を記載した届出書に、第二百九十九条各号に掲げるもの（内容に変更のあるものに限る。）を記載した書類を添付して、金融庁長官に提出しなければならない。

第二節　業務

（業務管理体制の整備）

第三百六条　法第六十六条の三十三第一項の規定により信用格付業者が整備しなければならない業務管理体制は、次に掲げる要件を満たさなければならない。
一　常に公正不偏の態度を保持し、自らの判断と責任において信用格付行為を行うための措置がとられていること。
二　格付担当者が連続して同一の格付関係者が利害を有する事項を対象とする信用格付の付与に係る過程に関与する場合において、当該格付関係者から独立した立場において公正かつ誠実にその業務を遂行するための次のいずれかの措置がとられていること。
イ　信用格付の付与に係る過程に関与する主任格付アナリストが同一の格付関係者が利害を有する事項を対象とする信用格付の付与に係る過程に五年間継続して関与した場合には、その後二年間当該格付関係者が利害を有する事項を対象とする信用格付の付与に係る過程に関与しないための措置
ロ　信用格付の付与に係る信用格付業者としての最終的な意思決定を合議体で行い、かつ、当該合議体の構成員の総数の三分の一以上の構成員について連続して同一の格付関係者が利害を有する事項を対象とする信用格付（資産証券化商品以外の信用状態に関する評価が信用格付の対象となる事項である場合において、同一事業年度内に当該信用格付の対象となる事項を対象とする二以上の信用格付を付与したときは、当該二以上の信用格付を一の信用格付とみなす。）の付与に係る過程に関与しないための措置
三　公正に信用格付行為を行うことについて重要な疑義がある者を採用しないための措置がとられていること。
四　信用格付業者の業務の適正を確保するための次に掲げる体制の整備に係る措置がとられていること。
イ　役員の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
ロ　役員の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制
ハ　損失の危険の管理に関する規程その他の体制
五　法令等遵守を確保するための次に掲げる措置がとられていること。
イ　法令等遵守に関する方針及び手続の策定
ロ　法令等遵守責任者の選任その他法令等遵守に係る責任の所在の明確化に関する方針の策定
ハ　使用人が法令等に反する行為を発見した場合の対応に関する次に掲げる措置
(1)　信用格付業者の使用人が法令等に反する行為を発見した場合における当該行為の内容を役員及び法令等遵守責任者に通知するための措置
(2)　当該通知を受けた役員及び法令等遵守責任者が信用格付業者において法令等に反する行為が行われることを防止するための適切な措置
(3)　当該通知を行った者が当該通知を行ったことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための措置
六　信用格付の付与に係る過程の品質の管理の方針の策定及びその実施に関する次に掲げる措置がとられていること。
イ　信用格付業の業務を適正かつ円滑に遂行し得る専門的知識及び技能を有する人員を十分に確保するための措置（信用格付の付与に係る信用格付業者としての最終的な意思決定を合議体において行う場合には、当該合議体の構成員の選任方法及び当該合議体の意思決定の方法その他使用人の専門的知識及び技能が適正に発揮されることを確保するための措置を含む。）
ロ　信用格付の付与のために用いられる情報について十分な品質を確保するための措置
ハ　信用格付の付与のために専門的知識及び技能を有する人員を十分に確保できない場合又は信用格付の付与のために用いられる情報について十分な品質を確保できない場合には、当該信用格付を付与しないための措置
ニ　格付付与方針等の妥当性及び実効性について検証を適正に行う機能を整備するための措置（資産証券化商品の原資産の信用状態の特性が変化した場合における当該資産証券化商品の格付付与方針等の妥当性及び実効性についての検証を適正に行うための措置を含む。）
ホ　格付付与方針等について重要な変更を行ったときは、当該格付付与方針等に基づき付与した信用格付のうち、変更後の格付付与方針等に基づき更新するか否かについて判断すべき信用格付の範囲及び更新に要する期間を遅滞なく公表し、当該期間内に必要な更新を行うための措置